

## 令和5年度山形県介護支援専門員実務研修 実習受入に関する説明会

山形県 健康福祉部高齢者支援課 介護指導担当

※あらかじめ下記の山形県ホームページに掲載されている介護支援専門員実習受入に関するガイドライン及びチェックリストを御準備ください。

<介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録について>

<https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/kyouryokujigyousyo.html>

## 介護支援専門員実務研修における 実習の目的と意義について

## 介護支援専門員資質向上事業について

### 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」

(平成26年7月4日 老発0704第2号厚生労働省老健局長通知)

介護支援専門員の研修における国の実施要綱

#### (別添1) 介護支援専門員実務研修実施要綱

「(略)したがって、実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働の手法を修得できるものでなければならない(3 実施方法及び研修課程の一部抜粋)」

## 介護支援専門員資質向上事業について

### 介護支援専門員実務研修ガイドライン

(平成28年11月)

#### 前期⑬ケアマネジメントの基礎技術に関する実習 (p158~)

#### 目的

実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。

#### 内容

実習に当たっては、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅介護サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法などの一連のケアマネジメントプロセス実習を行う。

## 介護支援専門員実務研修について

		研 修 課 目	時間
講 義		介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
		ケアマネジメントに係る法令等の理解	2
		ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	3
		人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	2
		ケアマネジメントのプロセス	2
		<b>実習オリエンテーション</b>	1
		自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
		相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
		利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	2
		介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	2
講 義 ・ 演 習		ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
		受付及び相談並びに契約	1
		アセスメント及びニーズの把握の方法	6
		居宅サービス計画等の作成	4
		サービス担当者会議の意義及び進め方	4
		モニタリング及び評価	4
		<b>実習振り返り</b>	3
		ケアマネジメントの展開	
		基礎理解	3
		脳血管疾患に関する事例	5
		認知症に関する事例	5
		筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5
		内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	5
		看取りに関する事例	5
		アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習	5
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2		
実 習	<b>ケアマネジメントの基礎技術に関する実習</b>		
		合 計	87

## 課題整理総括表及び評価表の活用方法

- 実務研修課程では**課題整理総括表及び評価表**を活用することとされている。**課題整理総括表**はアセスメント結果をもとに、介護支援専門員がどのような事実に基づいてケアの見通しを考えて課題を抽出したかを、多職種向けに総括的に示すことを目的とした書式である。
- 一方、**評価表**は、ケアプランに位置付けた短期目標の達成状況を、短期目標の終期の時点で振り返り、その要因をサービス担当者会議等で検討することによって、再アセスメントをより効果的なものとするを目的としたものである。  
(厚生労働省ガイドライン 実務研修P33)

課題整理総括表

利用者名	殿					作成日	/ /		
自立した日常生活の阻害要因 (心身の状態、環境等)	①	②		③	④	⑤		⑥	利用者及び家族の生活に対する意向
状況の事実 ※1	現在 ※2		要因 ※3	改善/維持の可能性 ※4		備考(状況・支援内容等)			
移動	室内移動	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			見直し ※5		生活全般の解決すべき課題 (ニーズ) 【案】 ※6
	屋外移動	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
食事	食事内容	支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
	食事摂取	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
排泄	排泄	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
	排泄動作	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
口腔	口腔衛生	支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
	口腔ケア	自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
服薬		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
入浴		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
更衣		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
掃除		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
洗濯		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
整理・物品の管理		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
金銭管理		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
買物		自立 見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化					
コミュニケーション能力		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
認知		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
社会との関わり		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
褥瘡・皮膚の問題		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
行動・心理症状(BPSD)		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
介護力(家族関係含む)		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					
居住環境		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化					

※1 本表は状況表でのアセスメントフォームではないが、必ずしも正確な情報収集・分析を伴うこと、なお「状況の事実」の各項目は詳細分析事項項目に準拠しているが、必要に応じて追加して記入する。  
 ※2 介護支援専門員が実施した介護観察結果を記入する。要所欄に○印を記入。  
 ※3 現在の状況が「支障なし」「支障あり」以外で非常事態に、そのほかの状況でもし「支障なし」以外の状態を、構成上別の「原因」欄から選択し、該当する番号(丸数字)を記入する(複数の番号を記入可)。  
 ※4 今後の認定有効期間における状況の改善・維持・悪化の可能性について、介護支援専門員が判断して要所欄に○印を記入する。  
 ※5 「要所」および改善・維持の可能性を指す。課題を解決するための課題抽出、それが提供されることによって見込まれる課題の成立を前提とし利用する。  
 ※6 本課題抽出における課題抽出を数字で記入、ただし、解決が必要だが未解決期間に限り上げることが可能な課題には「-」印を記入。

評価表

利用者名	殿					作成日	/ /		
短期目標	(期間)	援助内容			結果 ※2	コメント (効果が認められたもの/見直しを要するもの)			
		サービス内容	サービス種別	※1					

※1 「当該サービスを行う事業所」について記入する。 ※2 短期目標の実現割合を 5 段階で記入する(○ 短期目標は予想を上回って達成された、◎ 短期目標は達成された(再度アセスメントして新たに短期目標を設定する)、△ 短期目標は達成可能だが別開延長を要する、×1 短期目標の達成は困難であり見直しを要する、×2 短期目標が十分なく長期目標の達成も困難であり見直しを要する)

## 介護支援専門員実務研修における実習 受入れに関するガイドライン(山形県版)



### 1 基本的な考え方

資料 P1

実務に入る前にできるだけ多くの要介護者の生活を知ることが必要



一つの事例に基づいてケアプランを作成を実践することに加えて「見学」も位置づけられている。

実務研修前期に展開されるケアマネジメントプロセスの学習を踏まえてケアプランの作成までの一連のプロセスを実体験するとともに、多様な要介護高齢者の生活実態をすることにも重点が置かれており、実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する場として実習が位置づけられている。

## 実習方式による研修の基本的な考え方

資料 P1

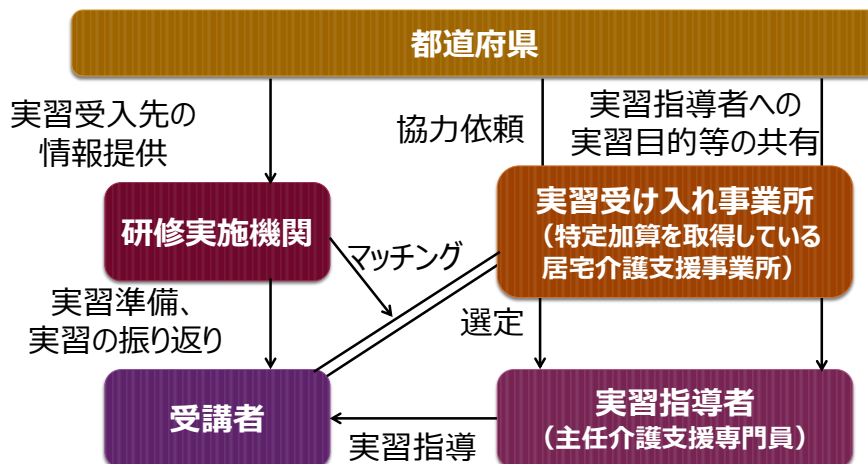
### 実習内容

- ①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶこと  
(ケアプラン作成含む)
- ②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験すること (見学)

## 実習の実施における関係機関の主な役割

資料 P2

関係機関の主な役割のイメージは以下の通り。



## マッチングの考え方の基本

- 感染対策等に対する考え方の違いによる混乱を避ける等の意味から、実習生が所属する法人に設置された居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所を優先してマッチングを行う。
- 特定事業所加算Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Aの順に優先する。
- 同じ条件（所在地、加算等）の場合は、昨年度受入れのなかった事業所を優先する。
- 特定事業所加算のない事業所は、受入れ先としない

※上記を基本とし、実習生の居住地や勤務先などを考慮して総合的に判断する。